京都労働局登録省令公示第 14 号

登録教習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第３項において準用する第 47 条の２の規定による「法人の代表者の氏名の変更の届出」があったので、労働安全衛生法第 112 条の２第２項第２号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の３第２項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登　録　番　号	京第 16 号
登録教習機関の名称	株式会社ＢＲＥＸＡ　ＰＣＴ
登録教習機関の住所	東京都千代田区丸の内１丁目８番３号
事務所の名称	株式会社ＢＲＥＸＡ　ＰＣＴ　京都教習所
事務所の所在地	京都府乙訓郡大山崎町大山崎岸畑 22 番地
変更する年月日	令和８年１月１日
変　更　事　項	名称及び事務所の名称

変更前	名　　　称：株式会社ＰＣＴ 代表者氏名：代表取締役社長　足立　真哉 事務所の名称：株式会社ＰＣＴ　京都教習所
変更後	名　　　称：株式会社ＢＲＥＸＡ　ＰＣＴ 代表者氏名：代表取締役社長　吉村　真悟 事務所の名称：株式会社ＢＲＥＸＡ　ＰＣＴ　京都教習所

令和８年２月 20 日

京都労働局長

※　京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第８条第３項の規定に基づき、その印影を印刷としています。